

永平寺町独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則を次のように公布する。

令和6年2月13日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第4号

永平寺町独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号。以下「法」という。)第17条第4項並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成15年政令第369号)第7条、第10条及び附則第5条の規定に基づき、永平寺町が設置する小学校、中学校、幼稚園及び幼児園(以下「学校等」という。)に在籍する児童、生徒、園児、乳児及び幼児(以下「児童等」という。)の保護者(法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。)から徴収する共済掛金(以下「保護者負担金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担金の徴収)

第2条 町長は、児童等が各年度の5月1日において在籍する学校等を通じ、保護者負担金を徴収するものとする。

2 保護者負担金の額は、次の表のとおりとする。

区分	保護者負担額(1人当たり年額)	
	一般	要保護
小学校 児童	460円	20円
中学校 生徒	460円	20円
幼稚園 園児	200円	—円
幼児園 乳児及び幼児	240円	20円

(保護者負担金の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、当該年度の5月1日時点で、児童等の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、経済的理由により保護者負担金を徴収しない。

(1) 法第29条第2項第1項に規定する要保護者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、町から就学援助費の受給資格の認定を受けている保護者

(保護者負担金の不還付)

第4条 既に徴収した保護者負担金は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その保護者負担金の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。